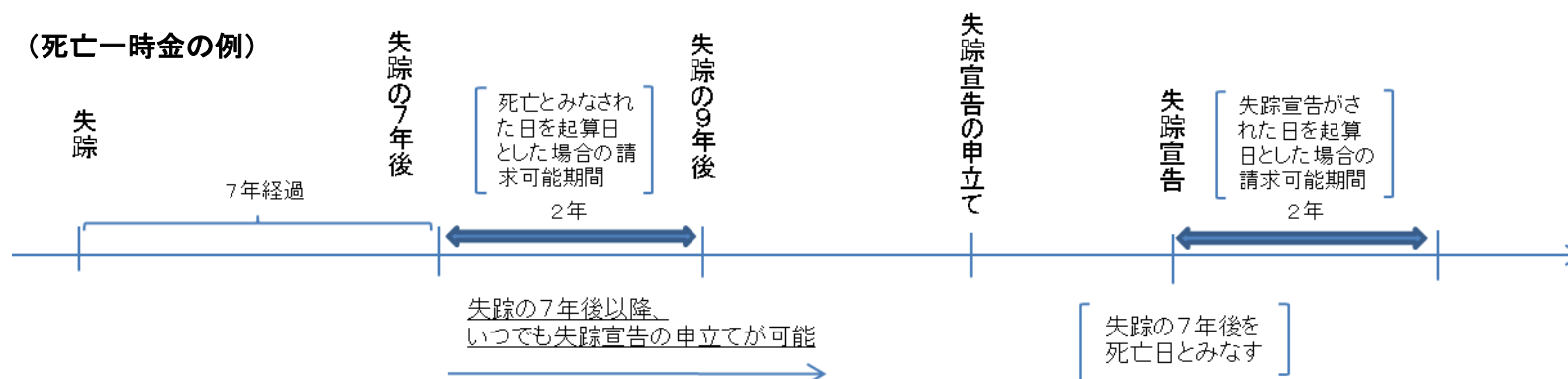


## 失踪宣告を受けた者に係る消滅時効の起算日について

厚生労働省年金局

一定の要件を満たす遺族は、死亡した者に係る遺族年金又は死亡一時金を請求することができる。この請求権の時効は、遺族年金は5年、死亡一時金は2年と規定されているが、失踪宣告を受けた者に係る請求権の消滅時効の起算日については、明確な規定がないことから、どのように取り扱うかが問題となる。



## (1) 起算日についての解釈の経緯

## ①旧社会保険庁における運用

失踪宣告を受けた者に係る死亡一時金の消滅時効の起算日に関する北海道社会保険事務局からの照会。平成20年11月6日に、社会保険庁年金保険課から、失踪宣告の審判の確定日を起算日とする旨を回答。

## ②日本年金機構から年金局への照会

日本年金機構で所在不明高齢者問題に係る事案などの検証を行う中、失踪宣告を受けた者に係る遺族年金の消滅時効の起算日について、平成24年1月30日に、日本年金機構から年金局に照会。

(照会内容)

「権利を行使することができる時」については、「失踪宣告の審判の確定日」と「死亡とみなされる日」が想定されるが、「権利を行使することができる時」とは、権利を行使するのに法律上の障害がなくなった時であり、権利者の一身上の都合で権利を行使できないことや権利行使に事実上の障害があることは影響しないとされている。失踪の宣告の請求は、7年間の失踪期間経過後であれば、遺族自身の判断で可能であることを踏まえると、法律上の障害があったとは言えず、7年間の失踪期間経過後、失踪の宣告の請求を行い、宣告を受け、保険給付の請求を行うことは可能であり、時効の起算日は「死亡と見なされた日」になると思料するが、貴局の見解をご教示願いたい。

## ③年金局の回答

日本年金機構からの照会に対し、事業管理課において検討の上、平成24年4月16日に、死亡とみなされた日を消滅時効の起算日とする旨を回答。これを受け、日本年金機構において、平成24年5月1日に、各ブロック本部及び各年金事務所あてに事務連絡を発出。

## (2) 起算日についての考え方

○遺族年金又は死亡一時金の請求権は、国民年金法により定められた公法上の債権である。当該請求権の消滅時効は、遺族年金は5年、死亡一時金は2年と定められている。

○失踪宣告を受けた場合の消滅時効の起算日については、民法の規定により解釈することとなる。

### 【関係条文】

#### ・国民年金法

第102条 年金給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第三項において同じ。）は、その支給事由が生じた日から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2～3（略）

4 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5・6（略）

#### ・民法

第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2（略）

○消滅時効は法律上の障害がある場合には原則として進行しないが、一般的には債権者の行為により法律上の障害を取り除くことができる場合には、履行期到来から消滅時効が進行すると解されている。

【民法の解説書の記述】

Ⅱ「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」の意義

- (1) 法律上の障害 本条1項は、消滅時効の起算点を「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」としているが、判例・学説は、権利を行使する上で障害となる事態を事実上の障害と法律上の障害とに分け、後者の障害のみが時効の進行を妨げるとしている。(中略)
- 一般的にいえば、法律上の障害は時効の進行を妨げるが、その障害が、債権者側の意思によって除くことができる場合には、時効の進行を止めない。たとえば、留置権の抗弁や同時履行の抗弁権、保証人の抗弁権の付着する権利などがこれにあたる。これらの権利については、債権者が自己のなすべき行為（まず自己の債務を給付するとか〔留置権〕、自己の債務の提供〔同時履行の抗弁権〕、主たる債務者に対する催告・執行〔保証人の抗弁権〕をするなど）をなすならば、その債権を自由に行使するのであるから、債権者の権利行使の妨げとはならない、と解されている。(出典：注釈民法(5) 総則(5) 川島 武宜 編)

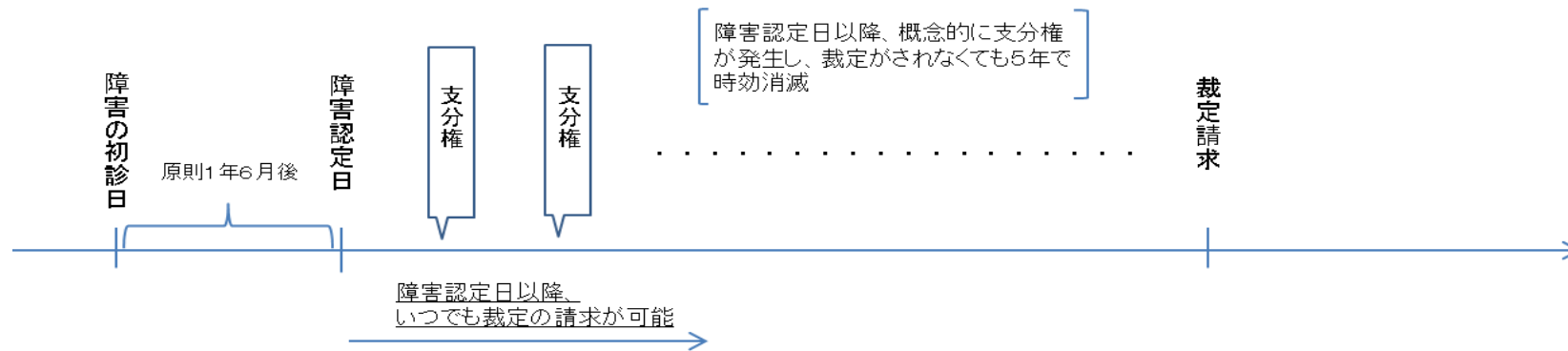
一三七 債権の消滅時効

債権の行使が可能なのに、これを行使しないことが第一の要件である。行使が可能とは、行使に法律上の障害がないということであって、債権者の病気など個人的な障害は消滅時効を止めない。ただ所定の事情があれば時効完成時に時効の停止が認められるだけである。債権が差し押えられたり、質権の目的とされた場合にも、権利行使の権限が差押債権者や質権者に移譲されるにすぎないから、消滅時効の進行とは無関係である。同時履行の抗弁権が附着している債権についても、債権者が反対給付を提供すればいつでも行使できるので、履行期到来から消滅時効が進行する。(出典：民法1 総則・物権法 我妻 榮・有泉 亨 著)

【判例】

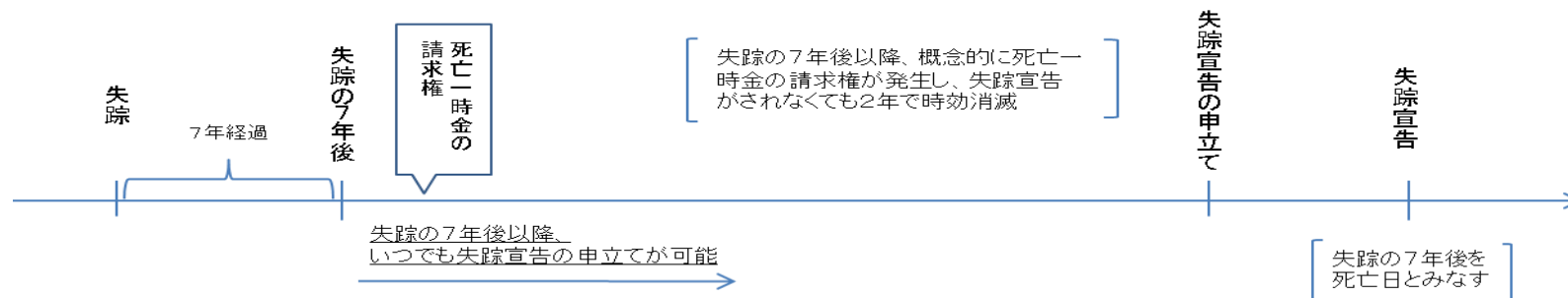
裁定前の年金の支給を受ける権利(支分権)については、受給権についての裁定請求をして行政庁の裁定を受けない限り、現実にもその支給を受けることはできないが、そのような障害は受給権者において裁定請求をしさえすれば除くことができるものということができるから、たとえ受給権についての裁定請求がされず行政庁の裁定がされていないとしても、その消滅時効の進行を止めるものではないというべきである。(平成22年11月12日 東京地裁判決。その後、平成23年10月27日に最高裁で確定。)

<障害年金の支分権の消滅時効>



○失踪した者に係る遺族年金又は死亡一時金の請求権については、失踪宣告が出されるまでは権利を行使することができないが、そのような法律上の障害は遺族が失踪宣告の申立てをすれば除くことができることから、消滅時効の進行は死亡とみなされた日（失踪の7年後）から進行すると考えることが適当である。

<失踪宣告者に係る死亡一時金の消滅時効>



※なお、失踪宣告が出された日から初めて時効が進行することとすると、

- ・ 失踪から長期間経過後に失踪宣告が出された場合に、失踪当時の生計維持要件等を客観的に判断することが難しくなってしまうこと、
- ・ 過去何年でも遺族年金が遡って支給されることとなり、長期間にわたり老齢年金と遺族年金の重複給付が生じる場合がある、

など、限られた期間の内に権利義務関係を確定させようとする時効の考え方と反することになると考えられる。

### (3) 死亡一時金の請求に係る運用について

- 一方で、遺族年金は基本的には過去5年分及び将来に向かって受給できるのに対し、死亡一時金については、請求権が時効にかかれば、遺族は何の給付も受けられなくなる事となる。
- 死亡一時金が設けられた趣旨は「掛け捨て防止」にあり、一定期間加入したが、年金給付を受けることなく亡くなった方に対して、せめて一定の金額を支給しようとするものである。
- こうした死亡一時金の趣旨に鑑み、死亡一時金については、失踪宣告の審判の確定から2年間に請求があった場合には時効を援用しないという考え方で運用を行いたい。また、平成24年5月以降の過去の事例についても、これにより対応することとする。